令和6年12月11日



<u>在エクアドル日本国大使館</u>

お子様がいらっしゃる方へのお知らせ

近年、国際結婚をした夫婦が離婚する際、一方が他方に無断で子供を日本に連れて帰る等の行為によるトラブルが多発しています。防犯とは関係 ない場合も含めて、トラブル防止のため、こうした状況に関連するエクア ドルの法律についてお知らせいたします。

未成年者が片方の親権者のみと出国する場合は、もう一方の親権者の 許可が必要(第三者が依頼を受けて未成年者を出国させる場合には両親 権者の許可(公証役場で作成された公正証書)が必要)となります。単 に手続きを忘れただけの場合には問題になりませんが、例えば、離婚に ついて調停中であるにもかかわらず、配偶者の許可を得ずに子供を国外 に連れ出そうとした場合には、状況によってはたとえ子供が出国に同意 していたとしても、未成年者略取の罪(刑法第224条、懲役3月から 7年の懲役)に抵触する可能性があります。このような場合には予め弁 護士に相談するなどの措置を講じてください。

エクアドルは、国境を越えて不法に連れ去られた子の返還の仕組み等 を定める「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条 約)」の締約国です。一方の親の監護権を侵害する形で子どもを常居所 地国であるハーグ条約締約国から他のハーグ条約締約国へ連れ去りま たは留置した場合は、原則的に子が常居所地国に返還されることとなり ます。ハーグ条約についての詳細はこちらのページをご覧ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html

【安全の手引き】

Ι		Т	ク	ア	ド	ル	在	留	邦	人	の	皆	様	~	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.		3
П		防	犯	,の	手	引	き		•	•		•	•				•		•			•	Ρ.		4
	1		基	本	的	١Ļ	構	え	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.		4
	2			般	的	留	意	事	項	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.		4
	3		生	活	に	お	い	τ	の	安	全	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.		4
	(1)	住	居	の	安	全	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.		4
	(2)	家	族	の	た	හ	の	助	言	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.		5
	(3)	子	供	に	対	す	る	特	別	予	防	警	戒	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.		6
	(4)	自	宅	を	離	れ	る	場	合	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.		6
	(5)	電	話	に	関	す	る	警	戒	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.		6
	(6)	小	包	等	の	対	策	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.		7
	(7)	外	出	時	の	安	全	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.		7
	(8)	デ	Ŧ	等	抗	議	活	動	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.	1	2
	4		誘	拐	•	強	盗	•	テ		対	策													
	(1)	誘	拐	•	強	盗	の	被	害	者	に	な	っ	た	場	合	•	•	•	•	Ρ.	1	2
	(2)	ハ	イ	ジ	ヤ	ッ	ク	被	害	に	遭	っ	た	場	合	•	•	•	•	•	Ρ.	1	3
	(3)	テ		(襲	撃	事	案)	に	遭	っ	た	場	合	•	•	•	•	•	Ρ.	1	3
	5		自	然	災	害	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.	1	4
Ш		緊	急	事	態	対	処	マ	_	그	ア	ル	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.	1	5
	1		Ŧ	素	の	心	構	え	٤	準	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.	1	5
	2		緊	急	事	態	発	生	時	の	行	動	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.	1	7
	3		緊	急	事	態	に	備	え	τ	の	チ	т	ッ	ク	•	IJ	ス	۲	•	•	•	Ρ.	1	8
IV		最	後	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.	1	9

I エクアドル在留邦人の皆様へ

日本から約15,000km離れた地球の反対側、赤道直下に位置するエク アドルには、現在約300人の日本人が在留されています。日本とは気候・風 土・慣習が異なり、日本の常識が通じない事も各方面に存在します。

安全(犯罪発生率・抑止方策・自主防衛等)に対する考え方、また、政府に 対するデモや火山噴火等の自然災害等の緊急事態における治安当局等の政府の 対応に関しても日本とは異なります。

エクアドルに在留される以上、「自分自身の安全は自分自身で」の大原則を 念頭に日々の生活を送ることが大切になってきます。

当館では「各種犯罪被害に遭う可能性を低くするため」また「反政府運動や 天災等の緊急事態発生時に冷静に行動を起こし、これらの事態に巻き込まれる 可能性を低くするため」に「安全の手引き」を作成しています。

ぜひ活用していただければ幸いです。

在エクアドル日本国大使館

Ⅱ 防犯の手引き

1 基本的心構え

エクアドルにおいて、一般的に「外国人はお金持ち」と見られ、金品を目 的とした犯罪の対象となる場合があります。また、貧富の格差の激しい社会 である事にも注意しなければなりません。多額の現金の入った財布や携帯電 話等の電子機器を見知らぬ人の前で出し入れしたり、他人に誇示するような 形で高級品を身に付けたり、また夜遅く人通りの少ない場所を歩いたりする など、犯罪を誘発するような行為は厳に慎むことが必要です。

常日頃から「自分自身の安全は自分自身で」という心構えが大切です。

2 一般的留意事項

- (1)行動を察知されない。
- 〇通勤経路、時間及び自宅を出発あるいは帰宅する時間を変える。 毎日、同一時間帯及び場所での行動も避ける。
 - (※行動の「パターン化」を避ける。)
- 〇単独での外出や行動は避け、人通りの少ない場所の使用も避ける。
- 〇連絡が出来る手段を確保しておく。
- (※緊急時に備え携帯電話等を常に使用可能な状態にしておく。)
 〇信頼できる知人に、何処に行くのか、誰に会うのか、いつ戻るのか等を 伝えておく。
- (2) 常に警戒する。
- 〇徒歩また車両等で移動中、尾行されていると感じた場合には、速やかに安 全な場所(警察署やより人目の多い場所等)に移動する。
- 〇犯罪被害及び危険な状況に遭った場合は、必ず警察及び大使館に通報する。
- 3 生活においての安全対策
- 家族全員が自分自身の安全を確保するためには、予め基本的な予防警戒訓 練を行っておく必要があります。このマニュアルの記載事項に目を通し、家 族全員が非常時にどのような行動をとるかを確認しておいてください。ほと んどの予防警戒は単純で常識的なことですが、あらゆる犯罪行為から身を守 る基本的な手助けとなります。
- (1)住居の安全対策

〇住宅外部

・住居の外壁や郵便受け箱等に、名前や電話番号を明示しない。

(※日本人であること、子供が居ること等が判明する。)

- ・照明は極力明るくする。
 - (※犯罪者は、照明等の明かりを嫌がる。)
- ・隠れる場所をなくすために草木を手入れする。
- (※電気、水道メーター検針設置場所等の死角となる場所への対応) 〇理想とされる出入口の装備
 - ・2重ロック式の頑丈なドア (※チェーン付、覗き窓付が望ましい。)
 - ・1階(地上階)窓ガラスには、全て鉄格子を設置する。

(※侵入困難な構造にする。)

- 〇理想とされる内部の機能及び装備
 - ・アラーム付き警報装置
 - (※犯罪者は、アラーム等の音響を嫌がる。)
 - ・消火装置

(※火災時の迅速な措置)

- ・医療・救急処置備品
 - (※負傷時の迅速な措置)
- ・非常用備蓄品(食料や水など)の準備
 (※緊急時への備え)
- 〇その他の推奨機能、備品
 - ・外部から住居入口への接近路を見渡せるようにする。
 - ・住居に至る通路が複数ある。
 - ・人が登り降り出来ない程度の高い外壁またはフェンス、更には高電圧鉄線を設置する。
- (2)家族のための助言事項
- 〇自宅の鍵を必要以上に保持しない。
 - (※本数の把握をする)
- O鍵の紛失、盗難に遭った時、または前住人の後に入居した時には全ての鍵 を取り替える。
- 〇夜間は、ガレージ等の屋外施設等を含め、全ての入口のドア及び窓等の 施錠を行う。
- 〇在宅中でも必ず施錠を行う。
- 〇郵便物等のように名前が書かれてあるものは、必ず細断、また、それら が読み取れないように処理してから廃棄する。
- 〇常時、最新情報の入手に心がけ警戒心を高めておく。

〇電気や水道検針員等の行動に用心する。

(※検針員を装い犯行準備を行う場合がある。)

- 〇自宅周辺に駐車、また徘徊している不審者(車)の特徴を記録する。 〇不審だと感じる動向を察知した場合には、速やかに警察に通報する。
- (3) 子供に対する特別予防警戒
- 〇決して子供を付き添い無しで外出させない。

(※付添人は信頼できる者を付ける。)

- Oドアと窓は常時施錠しておく。
- 〇見知らぬ人を自宅に入れない。
- 〇非常事態のために、警察、親の職場及び知人への連絡方法を子供にも教え ておく。

(※子供に分かりやすい場所にメモを貼り付けておく等の処置をする。) 〇子供の所在地を常時把握しておく。

- 〇特に次の事項について徹底する。
 - ・子供と常に連絡が取れるようにしておく。
 - ・単独行動させない。
 - ・見知らぬ人に声をかけられても相手にしないようにさせる。

(4) 自宅を離れる場合

- 〇留守中である旨の表示をしない。
- 〇玄関付近の置物等に鍵を隠さない。
- 〇信頼できる知人に、何処に行くのか、誰に会うのか、いつ戻るのか等を伝え、目的地に着いたことを連絡する。
- 〇信頼できる知人に家の点検(玄関、窓、ガレージ、車両等)を依頼する。
- (5) 電話に関する警戒
- O非常用の電話番号(警察、消防、病院、大使館)を記録、携行する。 (※短縮ダイヤル等があれば利用する。)
- 〇登録のない番号からの電話に対して、相手から名前や電話番号等の確認を 求められた場合は、絶対に答えない。

(※間違い電話を装い情報の収集を行っている場合もある。)

〇脅迫電話がある場合には事後に備えて録音するなどしておく。

(※脅迫犯人特定の証拠品になる。)

(6) 小包等の対策

〇不審物発見時の三原則を守る。

- ・近づかない
- ・触らない
- ・動かさない
- O怪しいと感じる小包等は、開封しない。梱包テープ、紐及びその他ラッピング資材も、切断しない。

〇怪しい小包等は、直ちに警察に通報すると共に、大使館に連絡する。

~怪しい郵便物とは~

◎差出人が不明である(氏名・住所が記載されていない)。
◎郵便料金が法外に高い。
◎異常に大きい(小さい)物である。
◎包装紙にオイルやシミがある。
◎ワイヤーや紐がはみ出している、または取り付けてある。
◎パッケージやラベルに間違ったスペルや文字が書かれてある。
◎差出人住所と実際の差出場所が異なっている。
◎住所、氏名等が雑誌等の印刷物を切り貼りされた物である。
◎異常に重い、バランスがおかしい、または均等でない外見及び形状である。

- (7) 外出時の安全対策
- 〇一般防犯
 - ・当地では、誘拐及び強盗事件が頻発しています。特にタクシーによる連れ去り誘拐、路上強盗や銀行で現金を引き出した者の後をつけ現金を奪うサカピンタスと呼ばれる強盗が主です。特に金融機関等を利用する場合は、常に周囲の状況や、自分に向けられる視線に気を配ってください。 万一、襲われた際は、絶対に抵抗しないでください。高額現金の銀行利用、また所持する際は、警察に警備同行を依頼することができます。
 - ・目立つことのないように努め、人目につきやすく警備が手薄かつ外国人が多く集まるレストランやカフェ等、警察関連施設、政治関連施設、公共交通機関、宗教施設など、テロの標的となり得る場所をできるだけ避けてください。
 - ・都心部や観光値では特にスリ及びひったくりが頻発しています。所持品の所在を常に意識し、歩きながらの携帯電話の使用、ヘッドホン等を装着しての外出は控えてください。これはひったくり犯の恰好の標的と成

り得えます。特に外出時のヘッドホン等の使用は、背後や周囲から近付 く足音やバイクの走行音が聞こえにくくなり、思わぬ事故に巻き込まれ る可能性があるため、使用を控えることをお勧めします。

- 〇公共交通機関
 - バス、メトロ等を利用する場合は、十分に警戒してください。
 - ・車内では混雑に乗じてスリや置き引きが多く発生しているので所持品に
 十分注意する。
 - ・出来る限りグループ行動を行う。
 - ・服装や所持品など目立たないように配慮する。
- 〇長距離バス

長距離バスは、時間帯を問わず乗客を装った強盗が道中でバスを襲い、 金品を強奪する事件が発生しています。長距離バスを利用する際は、以 下の点に十分注意し、交通事故及び犯罪被害に備えるとともに、深夜便 の利用は極力避けてください。

- 交通事故に備える。
 事故に備え、シートベルトを正しく装着するとともに、非常口の位置を 確認し、万が一の事態が発生した際は速やかに避難できるようにしてお く。
- ・ 強盗に遭った際は、逆らわず犯人に従う。
 強盗に遭った際は決して逆らわない。抵抗等を試みた場合、犯人が逆上し、さらなる攻撃を受ける恐れがある。
- バス車内、バスターミナル及び停留所におけるスリや置き引きに注意 する。バス車内の網棚に荷物を置く、座席や足下に荷物を置いたまま眠 る、または車内トイレや休憩所利用の際に荷物を置いて離れる等の行為 は、スリや置き引きの犯行の対象となる。また、バスの係員を装い、荷 物を移動するよう指示をした後に、隙を見て金品を抜き取る手口が多発 している。
 - バスターミナルや停留所では、バス側面の荷物入れに預けた荷物を持ち 去る事件が発生しているので、バスが停車した際、預けた荷物が他人に 取り出されていないか確認する。
- また、バス車内、ターミナル及び停留所において、ポケットに入れておいた金品や携帯電話を盗まれる被害や、リュックやウエストポーチを刃物で切られて、中身を抜き盗られる被害が発生しているので注意する。
 国境を通過する際には確実に出入国の手続きを行う。
- 長距離バスによっては、出入国管理局を通らないルートを利用して国境 を運行しており、その結果、正規の出入国手続きを行わずに国境を越え たために警察に拘束され、罰金を課される等のトラブルが発生している

旨の報告がある。国境を通過する長距離バスを利用する際には、乗車 する前に出入国管理局を通過するかどうかを確認し、出入国手続きを 確実に行う。

O タクシー

タクシー乗車中の短時間誘拐などが発生しているので、以下の点に注意し てください。

- 「流し」のタクシーは利用しない。
 正規のタクシーであっても、道路を通行中の空車タクシーを呼び止めて
 利用しない。運転手が強盗等と共犯であるケースがあり、移動中に運転
 手が共犯者と連絡を取り合い、途中で犯人がタクシーに乗り込んで強盗
 や短時間被害に遭うケースが頻発しているものの、事件後に乗務員の人
 定等を確認しにくいためである。
- ・ 無線タクシーを利用する。
 無線タクシーは、ホテルやレストランに頼めば通常速やかに手配される
 上、タクシー会社が、どの客にどの車両を手配したのかを記録している
 ため、比較的安全である。タクシー会社から、手配した車両の特徴を聴
 取し、車両が到着した時に、車両の特徴、タクシー会社の名前、(その
 車両を呼んだ)客の名前(自分の名前)を確認してから乗車する。
- ・ 空港に駐留しているタクシーを利用する。
 各空港のゲート内に駐留しているタクシー会社は、運転手を含めて、当局から事前に認可を受けて営業しているため、比較的安全である。
- タクシー会社及び運転手の情報が事前に分かるアプリサービスを利用 する。
 アプリによっては利用料金も事前に確定できるため、支払いトラブルを 避けるためにもタクシーアプリの活用は有効的である。しかし、サービ スエリア外の地域もあるため注意が必要である。
- タクシーに乗車後は、運転手にも要望し必ずドアロックをする。
 信号待ち等で停車中に、開放された窓から手を差し入れられ、操作中の
 携帯電話や所持品を強奪される事件が発生しているので、窓の開放は避ける。
- 運転手による加害行為や外部からの犯罪被害に備え、車内に設置されている非常押しボタン装置の場所を確認しておく。また、車内で寝たり、携帯電話等の操作に集中せず、常に周囲の状況に注意する。
- 正規タクシーの見分け方
 乗車前に以下を確認する。
 A 車両が黄色であること。

- B ナンバープレートがオレンジ色(又は白色プレートで上部が帯状に オレンジ色)である。
- C 前後のガラス窓、運転席及び助手席のドア部分に登録証が貼付して ある。
- D 車両後部ドア部分にタクシー会社の社名及び電話番号の記載がある。



・ 空港タクシーの見分け方(キトの空港タクシーの場合)



- A 車体横に飛行機マークと番号の書かれたステッカーが貼付されて いる。
- B 車体に番号と「COOPERATIVA DE TAXIS AEROPUERTO MARISCAL SUCRE TERMINAL AERO SERVICIOS」と書かれたステッカーが貼付されている。
- C 車体横に「COOPERATIVA AEROPUERTO MARISCAL SUCRE」と表示されている。

〇空港

荷物を抱えた旅行者が多く集まる場所であり,犯罪目的で徘徊している者 への注意が必要です。全般にスリや置き引き等、窃盗犯罪が多く発生して おり、特に、到着直後や出発直前等ばたばたした場面での被害が多いこと が特徴です。常に周囲への警戒を怠らないことはもちろん,気軽に日本語 で話しかけてくる見知らぬ人にも注意してください。

〇自家用車等

エクアドルは人口に対しての交通死亡事故率が日本と比較し約6倍となっている上、道路状況も良好とは言えない状況です。車利用の際は、以下の 点に注意してください。

- ・車内に、盗難の対象となり得る貴重品を放置しない。
 (※現金、携帯電話等の電子機器、貴金属、鞄、サングラス等)
- 運転中も助手席上に貴重品が置かれていることが外部から見通せる状態
 は避け、貴重品は座席下や足下に置くようにする。
- ・良好な整備状態(タイヤを含む。)を保持する。
- ・燃料タンクは少なくとも半分以上に保つ。
- ・駐車場
 - A 路上駐車することは極力避ける。

(※路上駐車せざるを得ない場合は、監視員の居るエリアを利用する。)

- B 周囲の安全を確認してから車外へ出る。
- C ドアを開けたまま、あるいはロックしないまま、その場を離れない。
- D 車の乗り降りは、目的場所の直近で行う。
- ・移動時
 - A 建物を出て車に乗り込む前に周辺の状況を確認する。 (※不審者はいないか、不審物はないか。)
 - B 可能な限り往復の経路を変える。
 - C 夜遅くの移動は避ける。
 - D 同伴者と一緒に行動する。
 - E 隔離された道路、暗い裏通りの利用は避ける。

- F ドアロックの励行及び窓の全閉を習慣化する。
- G 停車時、車両が取り囲まれることを想定して、前方の車両とは最低 でも3メートル程度の車間距離(前方車両後部タイヤの接地面が運 転席から見えるくらいの距離)を保って停車する。

~車両乗車中に攻撃された場合には~

◎無抵抗を原則とするが、周囲に助けを求められる状況であれば クラクションを鳴らし続ける。

◎不審車と自車の間に他の車両を入れ込むようにする。

◎人目の多い場所へ避難する。

(8) デモ等抗議活動

2022年6月13日、大規模な反政府抗議活動が発生しました。18日 間に及ぶ暴動により、6人が死亡、500人以上が負傷し、逮捕者は150 名となりました。デモや不測の事態に巻き込まれないよう、以下の安全対策 を心掛けてください。

- ○報道等で最新情報の入手に努め、政府から外出禁止令や特令等が発令され た場合は、その内容を遵守する。
- ○デモ等が行われている場所は近づかず、周辺を通行する必要がある場合は、 十分注意・警戒して速やかに通過する。

4 誘拐・強盗・ハイジャック・テロ対策

(1)誘拐・強盗の被害者になった場合

過去に発生したテロ事案・誘拐事案等の被害者の多くが、「まさか自分が」 と感じたと話しています。他人事とは思わずに、事件に遭った場合のイメー ジトレーニングをすることが重要です。

 ~誘拐・強盗の被害者となった場合の三箇条~
 ◎絶対に抵抗しない(犯人は目視している人数とは限らない)
 ◎相手の顔を直視しない(顔を覚えたと捉えられる)
 ◎相手に無断でポケットやバックに手を入れない (抵抗、または外部と連絡する意思有りと捉えられる)

- (2) ハイジャック被害に遭った場合
- **〇落ち着いて静かにする。**
- 〇犯人に反抗しない。
- O犯人グループの一部が人質のふりをして客を監視していることがあるた め注意する。
- 〇犯人の数、身体的特徴、言葉のなまりや癖等を極力正確に記憶する。 (※解放後に犯人逮捕の一助となる。)
- (3)テロ(襲撃事件)に遭った場合

テロ(襲撃事件)に遭遇した場合は、被害を最小限にするため、以下の4 項目【見る・逃げる・隠れる・待つ】を徹底ください。

〇【見る】

銃声,爆発音などが聞こえたら,即座にその場で身を低くし物陰に隠れて状況 を確認する。

襲撃犯に向かって正対・直立するいわゆる棒立ち状態が最も危険な状態で ある。銃弾、爆風、飛散物を受ける危険性がある範囲を狭めるために、異 常を感じたらすぐに身を低くする。また、可能であれば身を隠しながら音 のした方向を見て、何が起きたのかを迅速に把握する。

〇【逃げる】

時間的かつ距離的余裕がある場合は、直ちに現場離脱する。

襲撃事案は銃器を用いて複数で敢行されることが多く、大量の被害を出 してしまうことがあり、犯人に発見された場合は危害を加えられるか人質 にされてしまう場合が多い。異常を察知した時点で対象から逃げられる距 離や時間があれば、直ちに現場から離れる。ただし、逃げる際もできるだ け身を低くして相手の攻撃を受けにくくする。

〇【隠れる】

現場から離れる余裕がない場合は机や棚などの遮蔽物に身を隠す。 逃げ切ることができないと判断した場合は、銃弾、飛散物、爆風、犯人に よる発見等をかわすため身を低くして、すぐに近くの机や棚などに隠れる。 異常発生時に、異常発生場所とは別の室内にいて、他方直ちに逃走するこ とができない場合は、直ちに部屋の電気を消して出入口の鍵を閉め、携帯 電話の着信音を切るとともに、警察に通報する。

〇【待つ】

人質となってしまった場合は、絶対に抵抗せずに救護を待つ。 犯人はその状況で可能な限り、最大限の武装をして襲撃を敢行する。万が 一人質となってしまった場合、犯人に抵抗することは極めて危険であり、 犯人に捕らえられている間は、警察や軍等の救助部隊の突入時にどうい う経路で逃げるか、救助部隊と犯人との銃撃戦を回避しながら逃走でき る経路はどこか、といったことをイメージしつつ、心の準備をしておく。

5 自然災害対策

- (1) エクアドルは火山活動が活発で地震が多発する国
- エクアドルには国内数カ所に活火山が存在しており、火山灰の降灰による 農作物や健康への被害のほか、冠雪や雨が岩石等と大量に流れ出す火山泥流 への警戒も必要です。また、地震についても国内の各地で毎日のように地震 が発生しています。2016年には沿岸北西部を震源とする大地震(最大M 7.8)により、多数の死傷者が発生しました。さらに、2024年は気候 変動の影響により深刻な干ばつに見舞われ、電気及び飲料水の供給が不安定 となり、長時間停電と飲料水が確保できない事象が発生しました。
- (2) 対策

自然災害に対しては、事前準備が重要となるため、以下の点について心掛 けください。

〇火山活動対策

平素からの情報収集に努める。

火山噴火は多くの場合事前の兆候が見られる。滞在中は各情報収集に努め、 特異動向に注意する。

〇地震対策

- ・地震が発生した際は、交通の麻痺及び通信網の遮断等が原因で、集団心理によるパニックが発生したりすることが考えられる。地震が発生した時に備え平素から家族や知人等と有事の集合場所を決めておく
- ・地震発生時には、エレベーターを使用せず、階段を使用する(エレベーターを使用すると、閉じ込めや、閉じ込め後の火災に巻き込まれる危険性がある。)。建物の看板等が地震により外れ落ちてくることもあるので、安易に建物の直近を通行しない。
- ・地震発生時は平常心を保つことが最も重要となる。慌てず落ち着いた行動をとるよう心掛ける。また、会社や学校等で引率要員がいる場合は、 指示に従うことを原則とする。

〇非常用備蓄品の準備

火山発生時には、火山灰の降下により、皮膚が炎症を起こし、目の中に入ること等が原因で外出が不可能となってしまうことがある。また、地震発 生時や停電発生時等は交通の麻痺により、流通が止まることでスーパーマ ーケットなどの物資が急速に売り切れてしまうことが予測される。 ◎ゴーグル・マスク(工事・作業等で使用されている物が望ましい)
 ◎飲料水、缶詰、乾き物(ビスケット,菓子類)などの食料品等といった 非常用備蓄品を日頃から備蓄しておき、有事に活用できるよう準備する。
 ◎夜間の停電に備え蓄電池や懐中電灯などを準備する。

Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

1 平素の心構えと準備

- (1)連絡体制の整備
- 〇「在留届」の提出

3か月以上当地に在留する邦人の方は旅券法に則り、当館ホームページ から「在留届」を必ず提出して下さい。また、記載事項に変更が生じた 場合及び帰国を含む他国への転出の際にも、その旨連絡してください。 ※在留届へメールアドレスを記入いただけば、当館から治安等に関する メールを配信します。連絡先を当館に提供いただくことで、有事の際

に連絡が繋がる可能性が高まります。

O緊急連絡先

緊急事態はいつでも起こり得ます。予めそのような場合の家族間、企 業間等の所属組織内での緊急連絡先について決めておいてください。ま た、お互いにその所在を極力明確にしておくことが大切です。更に、緊 急事態の発生を想定した避難訓練及び電話伝達訓練を行うことは、極め て有効です。効果的な訓練の実施計画に関することなども、必要あれば 当館にお問い合わせください。

〇情報収集のための準備

緊急事態が発生した場合、当館より「在留届」及び「たびレジ」に登録 した方へ関連情報を提供するとともに必要な勧告を行います。電話及び インターネットが使用できない場合には、当館備え付けのFM無線機か ら、あるいはNHK海外放送により、必要な連絡を行うことがあります ので、FM及び短波受信機を平素から準備しておいてください。

◎FM無線周波数:88.9MHz

放送時間:午前9時から午後8時のそれぞれ正時から15分間が 原則。変更がある場合は、放送にてお知らせします。当館を中心に半径 約5Km程度の範囲で受信可能です。 ◎NHK海外放送

※インターネット「NHKワールド・ラジオ日本」のホームページから 視聴可能です。

https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/anzen/

日本語	周波数表				
放送時刻	放送時間	UTC	周波数		
(日本時間)	(エクアドル時間)	(協定世界時間)	(KHZ)		
17:00~19:00	3:00~5:00	8:00~10:00	12015		

スペイン語	周波数表		
放送時刻	放送時間	UTC	周波数
(日本時間)	(エクアドル時間)	(協定世界時間)	(KHZ)
13:00~13:30	23:00~23:30	4:00~4:30	4040
18:30~19:00	4:30~5:00	9:30~10:00	4040

※4MHz(メガヘルツ)=4000KHZ(キロヘルツ)から21M Hz(メガヘルツ)=21000KHZ(キロヘルツ)の周波数帯が 受信できる、国際放送対応のラジオをご用意下さい。国内向け短波放 送用のラジオでは、受信できる周波数の範囲が狭く(3.9MHz~ 12MHz)、受信には不向きです。また、周波数が数字で表示され るデジタルタイプの機種をお勧めします。

また、鉄筋コンクリートの建物内で受信困難な場合、小型の短波ラジオ でも窓を開けてアンテナを外に出すと多少改善されます。

- (2) 一時避難場所及び指定避難場所
 - 〇一時避難場所の検討

大規模な自然災害、または内乱等による戦闘、騒乱に巻き込まれること のないように、常に情勢の変化に注意を払い情報を収集し、危険な場所 には決して近づかないようにしてください。また、予め緊急事態が発生 した場合を想定して、日頃より一時的な避難場所を検討しておくことが 大切です。

〇指定避難場所

緊急事態の状況に応じて当館より指定避難場所への集結を勧告すること があります。キト市について、当館が指定する基本的な避難場所は次の とおりです。その所在地の確認及びそこに至る道順につき幾つかの事態 を想定して、予め検討しておいて下さい。

◎在エクアドル日本国大使館事務所

Av.Amazonas N39-123 y Jose Arizaga、 Edif. Amazonas Plaza 11-Piso, Quito 電話番号 02-2278-700

◎在エクアドル日本国大使館公邸

Hidalgo de Pinto N42-183 y Los Cabildos, Quito 電話番号 02-2449-400

(3)携行品及び非常用備蓄品の準備

〇携行品

旅券、現金等最低限必要な物は、直ちに持ち出せるよう予め準備して おいてください。

〇非常用備蓄品

緊急事態が発生した場合、一定期間自宅で待機しなければならないこと もありますので、予め家族全員が10日間程度生活できる量の非常用食 糧、飲料水、医薬品及び燃料等を準備しておいてください。

2 緊急事態発生時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生、または発生する恐れがある場合、当館は邦人の安全を 確保するための情報収集、情勢判断及び対策を行い、緊急連絡網を通じて 随時連絡を行います。平静を保ち、流言飛語に惑わされたり群衆心理に巻 き込まれないよう注意してください。

(2) 情勢の把握

平素から報道に注意して情勢の把握に心掛けてください。

- (3)当館への連絡
- 〇各人が遭遇した現場の状況のうち多くの方と共有する必要性があると 思われる点は、積極的に随時当館に連絡してください。
- 〇特に、邦人及びその関係者の生命、身体、財産等に危害が及ぶ、また 危害が及び恐れがある場合には、迅速かつ具体的に、その状況を当館ま で連絡してください。
- ○緊急事態が発生した場合、互いに助け合って事態に対処していくこと

が大切です。当館より邦人の方々に種々の助力をお願いすることもあり 得ますので、可能な限りご協力をお願いします。

(4) 国外への退避

事態の悪化に伴い各人又は所属する会社等の判断により日本に帰国または第三国に退避する場合、その旨を当館へ連絡してください。なお、 当館への連絡が困難な場合には、日本の外務省へ連絡するよう努めてく ださい。

◎日本国外務省 代表電話番号 (0081)3-3580-3311
 海外邦人安全課(0081)3-5501-8160
 邦人テロ対策室(0081)3-5501-8165

※当館より「避難勧告」が発出された場合、船舶あるいは飛行機の一般商 業便が運航している間は、これら一般商業便を利用して可能な限り早急に 国外に退避してください。また、一般商業便が欠航した場合には、臨時便 あるいはチャーター便の活用、状況によっては陸路での退避も必要となっ てきますので、当館の指示に従ってください。

事態の切迫に伴い当館より退避又は避難のための集結が勧告された場 合、指定された避難場所等への集結を基本としてください。その際には、 しばらくの間、指定避難場所で待機する事態も予想されますので、可能で あれば非常用備蓄品を持参してください。同時に、避難時には事故及びそ の家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行品は必要最小限度 にしてください。なお、必要性、可能性に応じて指定避難場所への交通手 段を当館が手配することもあります。

3 緊急事態に備えてのチェック・リスト

(1) 旅券及び証明書類

旅券は、常時6か月以上の残存有効期間があるよう心がけてください。残 存有効期間が6か月になった場合には、再発給の申請手続きをしてください。 また、旅券の最終頁の「所持人記載欄」には漏れなく記入するとともに、併 せて血液型を記入しておくことをお勧めします。旅券は、身分証明書等と共 に、いつでも持ち出せる状態にしておいてください。

(2) 現金及びクレジットカード

旅券同様直ちに持ち出せるよう、準備保管しておいてください。なお、現 金は自己及びその家族が最低限度10日間生活できる程度の金額を用意して おくことをお勧めします。

(3) 自動車の整備

〇自動車をお持ちの方は、常時整備しておくよう心がけてください。

- ○燃料は常に、少なくとも半分以上入っているようにしておいてください。
 ○車には、スペアタイヤに加えて、消火器、三角表示版、医薬品の他、海中 電灯、水、ティッシュ等を備えておいてください。
- ○自動車をお持ちでない方は、近くに住んでいる自動車をお持ちの方と 平 素から連絡を取り、必要な場合には同乗できるよう相談しておくこと をお勧めします。
- (4)携行品の準備

指定避難場所等へ避難する事態を想定して、次の携行品を予め準備すると ともに、直ちに持ち出せる状態にしておいてください。

〇衣類

綿素材の長袖シャツ、長ズボン等、行動に便利で保温性及び耐久性に優れ、 人目を引くような華美なものでないもの

〇履物

行動に便利で靴底が平らで厚く頑丈なもの

〇洗面用具

石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル

- 〇非常用備蓄品
 - しばらくの間自宅等で待機する事態を想定して、穀物類、調味料、インス タント食品、缶詰等の保存食品及び飲料水を家族全員が10日間程度生活 できる量を予め準備しておいてください。
- 〇医薬品

家庭用常備薬、消毒用アルコール、包帯、絆創膏

Oラジオ

NHK海外放送等の短波及びFM放送が受信できる電池または手動充電可能なもの。

〇その他

懐中電灯、携行型発電機、電池、ライター、ろうそく、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット、防災頭巾、寝袋、携帯電話充電バッテリー等

IV 最後に

エクアドルでの生活に慣れることはもちろん良い事ですが、安全対策に慣れ を持ち込んではいけません。当地に到着した時の緊張感を持ち続けることが大 切です。また、「自分自身の安全は自分自身で」という安全の大原則も忘れな いようにしてください。被害を未然に防ぐために、また、悲しい思いをする人 を一人も出さないために、日頃の注意をお願いします。

2018年には、日・エクアドル外交関係樹立100周年を迎えました。在 エクアドル日本国大使館は、各種事前対策を講じるとともに、邦人の皆さまの 安心・安全に必要な情報をお届けいたします。

本手引きに掲載されている内容は、安心・安全のためのほんの一部に過ぎま せん。本手引きが、邦人の皆様一人一人が安全について考え、助け合い、エク アドルで安心な生活を送り続けられる礎になれば幸いです。

本手引きに関するご意見、ご希望がございましたら、以下の連絡先まで、ご 連絡ください。

在エクアドル日本国大使館

電話番号:+(593)2-2278-700 領事部メールアドレス:consular@qi.mofa.go.jp